

令和2年6月19日  
平川市告示第120号

## 平川市宅配ボックス設置奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、宅配ボックスの設置を奨励し、宅配物の再配達に伴う二酸化炭素排出量の削減及び安全・安心で暮らしやすいまちづくりを推進するため、宅配ボックスを設置する者に対し、当該年度の予算の範囲内において、「平川市宅配ボックス設置奨励補助金（以下、「補助金」という。）」を交付するものとし、その交付については、平川市補助金等の交付に関する規則（平成18年平川市規則第53号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において宅配ボックスとは、次の各号に定めるものを満たすものをいう。

- (1) 収納した宅配物が外部から見えにくい構造であること
- (2) 耐久性及び防水性を備え、宅配物を安全に保管できること
- (3) 盗難防止のため、ワイヤー、アンカーその他の盗難防止のための器具（以下、「固定具等」という。）で固定されていること
- (4) 正当な受取人のみが受け取りできる機能を有していること

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、宅配ボックス及び固定具等の購入並びに設置に要した経費（消費税を含む。）とし、当該年度の4月1日以降に要した費用を対象とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 交付申請日において、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 当該年度に宅配ボックスを購入し、自ら居住する住宅又はその敷地内に設置した者（住宅の所有者から設置の同意が得られている者を含む。）
- (3) 市税等の滞納がない者（同居親族を含む）

2 前項の規定にかかわらず、過去に当該補助金の交付を受け宅配ボックスを設置した者及びその者と生計を一にする者は対象としない。

(補助金の額等)

第5条 補助金は、補助対象経費の2分の1（その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた後の額）に相当する額とし、1台につき3万円を上限とする。

2 補助金は、一の住宅につき1台の宅配ボックスに限り交付するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、平川市宅配ボックス設置奨励補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助対象経費の支払完了日が属する年度の3月31日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象経費にかかる領収書（購入者名、購入店、購入日、購入金額及び購入品名が確認できるもの）の写し
- (2) 宅配ボックス設置後の状況が確認できる写真
- (3) 市の保有する公簿により、市税等の納税状況が確認できない場合にあっては、申請者及び同居親族の前年度の市町村税納税証明書等（滞納がないことの証明書を含む。）
- (4) 平川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第3条の規定に基づき、電子情報処理組織による申請を行う場合にあっては、マイナンバーカード、運転免許証その他本人確認できるものの写し
- (5) その他市長が必要と認める書類  
(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、平川市宅配ボックス設置奨励補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとし、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、平川市宅配ボックス設置奨励補助金交付却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

3 第1項の申請内容の審査に際し、市長が必要と認めるときは、宅配ボックスの設置場所の検査を行うことができるものとする。

（規則第22条に規定する実績報告等の適用除外）

第8条 規則第12条に規定する実績報告については、第6条に規定する交付申請をもって当該実績報告があったものとみなす。

2 規則第13条第1項に規定する補助金等の額の確定については、前条第1項に規定する交付決定をもって当該確定通知があったものとみなす。

3 規則第13条第2項に規定する精算請求については、第6条に規定する交付申請をもって当該精算請求があったものとみなす。

（交付決定の取消等）

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者がいるときは、補助金交付の決定を取り消し、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により補助金の返還請求を受けた者は、遅滞なく請求された補助金を返還しなければならない。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和2年6月19日平川市告示第120号）

この告示は、令和2年6月19日から施行する。

附 則（令和3年3月31日平川市告示第64号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月17日平川市告示第107号）

この告示は、令和3年5月17日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和6年4月3日平川市告示第72号）

この告示は、令和6年4月3日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

平川市長 様

補助対象者 住 所  
氏 名

平川市宅配ボックス設置奨励補助金交付申請書兼請求書

平川市宅配ボックス設置奨励補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付申請及び請求をします。

なお、申請内容審査のため、家族構成及び市税の納税状況について、市の保有する公簿により確認することに同意します。

記

宅配ボックス購入・設置費用 (補助対象経費)	
補助金申請額及び請求額	

※ 補助金申請額及び請求額は、補助対象経費の2分の1（千円未満切捨て）、上限30,000円

振込口座	金融機関名		
	支店名		
	口座番号等	預金種目	口座番号
		フリガナ	
口座名義人	氏 名		

(添付書類)

- (1) 宅配ボックスの購入・設置代金分かる領収書（購入者名、購入店、購入日、購入金額及び購入品名が確認できるもの）
- (2) 宅配ボックス設置後の状況が確認できる写真
- (3) 市の保有する公簿により、市税等の納税状況が確認できない場合にあっては、申請者及び同居親族の前年度の市町村税納税証明書等（滞納がないことの証明書を含む。）
- (4) 平川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例第3条の規定に基づき、電子情報処理組織による申請を行う場合にあっては、マイナンバーカード、運転免許証その他本人確認できるものの写し

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

平川市長



平川市宅配ボックス設置奨励補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった補助金について、下記のとおり決定したので、平川市宅配ボックス設置奨励補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

平川市長



平川市宅配ボックス設置奨励補助金交付却下通知書

年 月 日付けで交付申請のあった助成金について、下記のとおり却下とすることに決定したので、平川市宅配ボックス設置奨励補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

却下理由	
------	--

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、平川市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して、6箇月以内に平川市長を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。